

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日
(改訂) 令和2年5月25日
(改訂) 令和2年9月29日
(改訂) 令和3年2月17日
スポーツ庁

1 はじめに

令和2年5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、同年5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、社会体育施設を再開するに当たっての基準や、再開後の感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にして、まとめたものです。

なお、社会体育施設の再開に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

また、同年5月14日付けで公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が策定した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」においては、各スポーツ団体が同ガイドラインに従ってスポーツ活動を行うこと、特に中央競技団体が、必要に応じ、同ガイドラインを参考に、特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組むことが求められております。さらに、事業者及び関係団体が作成している業種別ガイドラインの中には、社会体育施設に関係する内容が示されているものがあります。そのため、各社会体育施設の用途に応じ、これらのガイドラインについても御留意をお願いします。

2 社会体育施設の再開に当たっての基本的考え方について

社会体育施設（以下「施設」という。）の再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該施設が立地する都道府県の方針に従うことが大前提であり、再開の判

断に迷われた際は、施設が所在する都道府県の衛生部局等への御相談をお願いします。

(1) 特定警戒都道府県

- 感染の拡大につながるおそれのある施設については、引き続き、都道府県知事からの使用制限の要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
- その際、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意して対応することが必要です。
- 例えば、屋外の施設を閉鎖している場合、住民の健康的な生活を維持するため、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に、開放することが考えられます。
- なお、屋外の施設であっても、それに付随するロッカールームやクラブハウス等の屋内の施設や密な状態となっている観客席等は、感染リスクが比較的高いと考えられ、これらの場所における人と人との接触を避けるための工夫や、懇談会や食事会等を原則控えることなどを含む徹底した感染防止対策を実施することが求められます。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県

- これまでにクラスターが発生した主な施設類型として挙げられている「スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設」や「三つの密」(※)が発生しやすい施設については、地域の感染状況等を踏まえ、引き続き、都道府県知事からの使用制限の要請等に基づき、適切に対応することが求められます。

(※) これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件。また、これ以外の場合であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

- 一方で、これまでクラスターの発生が見られず、「三つの密」を回避できる施設については、必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること、基本的な感染防止対策の徹底等を行うことを前提として、都道府県知事からの使用制限の要請等の解除や緩和を踏まえ、施設を再開することが考えられます。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- 屋外の施設、屋内においても利用者が特定された施設などについては、各都道府県知事の使用制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策(後述「3

社会体育施設の再開時の感染防止策について」参照）を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い施設の再開については注意をしながら実施することができます。また、その場合であっても、当面の間、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとることは必要になります。

3 社会体育施設の再開時の感染防止策について

社会体育施設の再開時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、利用者が施設を安全・安心に利用できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、施設管理者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

施設管理者は、以下の内容を踏まえつつ、各施設の特性を勘案して、感染防止のため施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認することにより、施設管理者だけでなく、利用者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、令和2年5月4日開催の専門家会議提言の別添において示された「新しい生活様式」の実践例、同年10月23日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において示された「感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」、並びに「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）内の各別紙において示されたイベント開催時の必要な感染防止策等も参照してください。また、障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮する必要があります。

（※）チェックリスト（施設管理者及び利用者向け）のサンプルを添付しております（別添1、2）。各施設や競技の特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（1）施設の予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。さらに、施設を利用した全国的又は大規模なイベントの開催が見込まれる場合は、事前にイベント主催者に感染リスクへの対応状況を確認し、感染リスクへの対応が整わない場合は、利用許可しないなど、慎重な対応をとることが必要です。

特に、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるよう

なイベントの開催が見込まれる場合には、そのイベントの開催要件等について、施設管理者又はイベント主催者から各都道府県に事前相談をすることが必要です。なお、イベント主催者から都道府県に事前相談をすることとした場合、施設管理者は予約時等においてイベント主催者が都道府県と事前相談し承諾を得ていることを確認する必要があります。

また、「11 月末までの催物の開催制限等について」（令和 2 年 9 月 11 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づき収容率及び人数制限の緩和を適用する場合（※）は、同事務連絡の別紙 3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」及び別紙 4「感染防止のチェックリスト」に示された取組について、イベント主催者及び施設管理者の双方が本ガイドライン及び関係する業種別ガイドラインにより確実に担保し、かつ、双方において本ガイドライン及び関係する業種別ガイドラインに従った取組を行う旨をホームページでの公表又は施設内への掲示等を行うことが必要です。

（※）収容率については、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベントについて、必要な感染防止策が担保される場合には、100%以内とする。その場合、次のいずれにも該当する必要がある。

- ①これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- ②これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

大声での歓声・声援等が想定されるイベントについては、50%以内とする。

また、人数上限については、収容人数が 10,000 人を超える場合、収容人数の 50%とする。

収容人数が 10,000 人以下の場合、5,000 人とする。

なお、特定都道府県においては、「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和 3 年 2 月 4 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づき、イベントの開催制限、施設の使用制限が以下のとおり実施されている。今後も引き続き内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される、最新の情報に留意する必要がある。

- ①イベントの開催制限については、人数上限 5,000 人以下、かつ、屋内にあっては収容率 50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2 m）とすること。また、20 時までの営業時間短縮（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）を働きかけること。なお、無観客で開催されるイベントについては営業時間短縮の働きかけの対象とする必要はない。
- ②施設の使用制限については、20 時までの営業時間短縮（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）や、人数上限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下とすることを働きかけること。

なお、施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う。）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。
- ⑦ 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

（２）当日の利用受付時の留意事項

施設管理者は、利用当日の受付時に利用者が密になることへの防止や、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することとも考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。）特に、イベントが開催される場合は、入場時の検温を行い、有症状を理由に入場を制限した際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じること（※）。

（※）以下の 2 点を前提として、払い戻し措置を講じないことも可能。

- ・発熱者・有症状者の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する。
- ・当該規定内容の周知がイベント開催までの間に十分に図られる。

- ③ 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること（※）。

（※）飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。

- ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、

燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。

・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。

・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

④ 利用者が距離をおいて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと。

⑤ 受付を行うスタッフには、マスク（※）を着用させること。

（※）聴覚障害を持つ方への対応をする場合等は、フェイスシールド等の着用も考えられる。

⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。

⑦ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

⑧ 施設の利用前に、利用者に接触確認アプリ（COCOA）（※）や各地域の通知サービスの活用を促すこと。

（※）COCOAを入れている場合は、電源をonにした上でBluetoothを有効にすること。

（３）利用者への要求事項

１）体調の確認

施設管理者は、利用当日に、利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求める必要があります。なお、利用者が団体やイベント主催者の場合は、代表者に参加者全員の情報を取りまとめて保管してもらい、代表者の連絡先等のみ提出してもらうことが考えられます。また、その際、体温や利用前２週間の体調等については、入場の際に体温計で確認したり、口頭で確認したりする方法とすることも考えられます。

① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
また、これらの事項は、事前予約時に登録を求めることも考えられる。

② 利用当日の体温

③ 利用前２週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

２）マスク等の準備

施設管理者は、利用者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。観客のマスクの着用については、「(4) 施設管理者が準備等すべき事項 5) 観客の管理」を参照してください。

一方、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの(※)とするものの、運動強度が高いと考えられる運動・スポーツについては、マスクを着用することにより十分な呼吸ができずに人体に悪影響を与える可能性があることを踏まえ、屋外で人と十分な距離(少なくとも2 m以上)を確保できる場合には、マスクを外すよう呼び掛けることが必要です。

また、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際も、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、屋外で人と十分な距離(少なくとも2 m以上)を確保できる場合には、マスクを外すよう呼び掛けることが必要です。厚生労働省から「『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント」が示されておりますので、そちらも参考にしてください。

なお、上記の事情等により、マスクを着用しない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底するように注意を促すことが必要です。

(※) マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱拡散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3) 施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。特に感染リスクが高まる「5つの場面」には、「飲酒を伴う懇親会等」や、「大人数や長時間におよぶ飲食」が含まれているので、施設利用前後での懇親会等の開催は控えることが推奨されます。また、公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、分散利用することが求められます。

(4) 施設管理者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

施設管理者は、利用者が施設を利用している間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること

考えられる。（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）。

- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩スペース

更衣室（シャワー室を含む。以下同様。）や休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。また、感染リスクが高い「5つの場面」の1つとして「居場所の切り替わり」が挙げられ、更衣室や休憩スペース等では環境の変化により感染リスクが高まることがあるとされています。

施設管理者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休憩をするための休憩スペースについて、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 更衣室・休憩スペースの広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。また、休憩スペースでは、対面で食事や会話をしないようにすること。
- ② 更衣室・休憩スペースにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 更衣室内・休憩スペースで複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。
- ⑤ 入退室の前後での手洗いを促すこと。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。）

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

施設管理者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもある。考えられる。（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）。
- ⑥ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ⑦ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

4) スポーツ用具の管理

施設管理者は、スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してもらうよう周知するなど、配慮して準備することが求められます。やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒することが求められます。特に、利用者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒することが重要です。

5) 観客の管理

施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。

また、感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。特に、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントにおいて収容率 100%以内 50%超で開催する場合は、以下の2点を必ず実施する必要があります。なお、収容率 50%以内で開催する場合（大声での歓声、声援等が想定されるイベントを含む）も、この2点を実施することが奨励されます。

- ・ 大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・ マスクを持参していない者がいた場合はイベント主催者側で配布・販売することにより、マスク着用率 100%を担保すること。

さらに、選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じることが必要です。イベントが開催される場合は、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うことが必要です。

なお、スポーツイベント等の大声での歓声、声援等が想定されるイベントの場合は、マスク着用と発声の抑制の周知及びイベント主催者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を 50%以内とする。（異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることが必要ですが、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はありません。）

6) 運動・スポーツを行う施設の環境

① 換気

運動・スポーツを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが必要です。また、寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けすることや、乾燥する場面では湿度 40%以上を目安に加湿する

ことが推奨されます。加えて、必要に応じ、CO2 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、1000ppm 以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）を維持することも望ましいです。このことを施設管理者が適切に行うとともに、利用者に周知を行うことが必要です。

② 施設の維持管理

施設管理者は、体育館の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりするなど、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底することが必要です。

なお、体育館のフローリング床の日常清掃においては、水拭きは床板の劣化につながるため行うべきではなく、乾拭きが基本となります。ただ、汗等で汚れている箇所がある場合は、固く絞ったモップ・雑巾で拭いた後、きちんと乾燥させるという方法が考えられます。その際、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能ですが、使用後にきちんと拭き取ることが必要です。現時点でワックスが使用されている床の場合、アルコールは、床を白濁させるおそれがあるため、部分的に試してから使用することが考えられます。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要です。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようする必要があります。

③ その他留意点

プールにおいては、水を介した感染リスクは極めて低いと考えられていますが、例えば遊泳プールで密な状態（いわゆる芋洗い状態）で大勢が戯れている場合は、会話や接触による感染リスクが高まりますので、密な状態とならないようにする必要があります。なお、手洗い場所、更衣室、休憩スペース等において留意すべき点は、プールも同様です。

また、会話や接触による感染リスクは、プールに限らず体育館等の施設においてもありますので、同様の取組が必要です。

7) 施設の入口

施設管理者は、施設の入口に手指の消毒設備を設置するとともに、施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリスト（上記「3 社会体育施設の再開時の感染防止策について」の冒頭参照）を掲示することが求められます。

8) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

9) 清掃・消毒

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃することが求められます。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが重要です。なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構いませんが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記 6) ②のとおり適切に清掃・消毒することが求められます。

10) スタッフの管理等

施設管理者自身についても、感染症の拡大を防ぐため、スタッフの管理等について以下の事項を実施することが求められます。

- ① 発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤を自粛すること。
- ② ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- ③ 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を検討すること。
- ④ 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。

(5) 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

施設管理者は、利用者等に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）

運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも 2 m の距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（会話をする時はマスク着用）。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。なお、施設管理者は飲食の指定場所の広さにゆとりを持たせることが求められるが、ゆとりを持たせることが難しく利用者が密な状態に

なるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。また、指定場所は換気を十分に行うこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

オ イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと。

i 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。

ii スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。

iii 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

※ 「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」においては、その他、各中央競技団体において、必要に応じ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込むこととしています。また、事業者及び関係団体が作成している業種別ガイドラインの中には、施設に関係する内容が示されているものがあります。そのため、必要に応じ、これらのガイドラインについても御留意をお願いします（再掲）。

（６）その他の留意事項

施設管理者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面（上記（３）１））について、保存期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

なお、イベント等の開催制限や施設の使用制限等の目安については、「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和３年２月４日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）、「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」（令和２年８月７日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）等を参考とし、適切な管理を行うよう御留意をお願いします。

<参考ホームページ>

○スポーツ庁

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・熱中症事故の防止について（依頼）（令和２年５月２８日付けスポーツ庁健康スポーツ課長事務連絡）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00013.html

○内閣官房

- ・新型コロナウイルス感染症対策

<https://corona.go.jp/>

- ・緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和２年５月１４日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_kuikihenkou_0514.pdf

- ・移行期間における都道府県の対応について（令和２年５月２５日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

- ・７月１０日以降における都道府県の対応について（令和２年７月８日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf

- ・８月１日以降における催物の開催制限等について（令和２年７月２３日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf

- ・今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について（令和２年８月７日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_0811.pdf

- ・９月１日以降における催物の開催制限等について（令和２年８月２４日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_0824.pdf

- ・１１月末までの催物の開催制限等について（令和２年９月１１日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20200911.pdf

- ・感染リスクが高まる「５つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（令和２年１０月２３日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf

- ・来年２月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和２年１１月１２日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201112.pdf?20201113

- ・分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて（令和２年１２月２３日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201223.pdf

- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
（令和３年１月７日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210107_3.pdf

- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
（令和３年１月１３日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210113.pdf

- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
（令和３年２月４日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

○厚生労働省

- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（令和２年６月１９日一部改訂）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- ・ 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（令和２年６月２２日更新）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

（以上）

全般的な事項

- ☐ 感染防止のため施設管理者自ら実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示すること
- ☐ 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること
- ☐ 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- ☐ 利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

施設の予約時の対応

施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ☐ 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること（利用当日に書面で確認を行う）
 - ☐ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ☐ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ☐ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ☐ マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- ☐ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ☐ 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ☐ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ☐ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- ☐ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

当日の利用受付時の対応

- ☐ 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること
- ☐ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること
（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限すること考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。）
- ☐ 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- ☐ 利用者が距離をおいて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと
- ☐ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- ☐ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- ☐ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
- ☐ 施設の利用前に、利用者に接触確認アプリ（COCOA）や、各地域の通知サービスを活用すること
- ☐ 利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
 - ☐ 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。また、これらの事項は、事前予約時に登録を求めることも考えられる。
 - ☐ 利用当日の体温
 - ☐ 利用前2週間における以下の事項の有無
 - ☐ 平熱を超える発熱
 - ☐ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ☐ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ☐ 嗅覚や味覚の異常
 - ☐ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - ☐ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ☐ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ☐ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ☐ 利用者がマスクを準備しているか確認すること
- ☐ 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

施設管理者が準備すべき事項の対応

□手洗い場所

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒用薬を用意すること

□更衣室（シャワー室を含む）、休憩スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- 入退室の前後での手洗いを促すこと（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと）

□洗面所（トイレ）

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

□スポーツ用具の管理

- 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること
- やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること
- スポーツ用具の貸出を行う場合は、
 - 貸出を行った利用者特定できる工夫をすること
 - 貸出前後に消毒すること

□観客の管理

- 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること
- 選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること
- 全国的又は大規模なイベントが開催される場合は、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うこと

□運動・スポーツを行う施設的环境

- 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- 体育館の床をこまめに清掃すること
- プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従うこと
- プールにおいては、例えば遊泳プール等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないようにすること
- 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること

□施設の入口

- 手指の消毒設備を設置すること
- 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること

□ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

□清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒すること

□スタッフの管理等

- 発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤を自粛すること
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること
- 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を検討すること
- 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。

□その他

- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

利用者が遵守すべき事項

- ☐ 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - ☐ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ☐ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ☐ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ☐ マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- ☐ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ☐ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ☐ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ☐ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- ☐ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ☐ 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- ☐ 十分な距離の確保
 - ☐ 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - ☐ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - ☐ 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること（※）感染予防の観点からは、少なくとも2 mの距離を空けることが適当である。
- ☐ 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- ☐ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- ☐ タオルの共用はしないこと
- ☐ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（会話をする時はマスク着用）
- ☐ 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- ☐ 指定場所は換気を十分に行うこと
- ☐ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと
- ☐ イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - ☐ 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - ☐ スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - ☐ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。